

令和6年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務
公募型プロポーザル説明会への質疑書に対する回答

令和6年4月19日
高知県水産試験場

(質問1) 提案依頼書の「第2 委託業務の内容及び要件」における「1 メジカ漁場予測システムの概要 (4) 予測精度」の2行目において、継続的に予測精度の向上が図れるプログラム更新機能等を備えるものとする、とあります。

ここで言う「プログラム更新機能等」は、2025年度以降に高知県より送信されるデータによるAIプログラム(漁場予測モデル)の再学習、すなわちAIプログラム(漁場予測モデル)の開発者によるソフト修正を想定しているのでしょうか。それとも、データの送信を契機とする自動的な更新まで想定されているのでしょうか。

一定スキルを保持する開発者の手が入って良いものかどうかを確認しております。設計時の経費算出に際しポイントになりますので、お考えをお示しいただきたく思います。

(回答1) 「プログラム更新機能等」とは、GPSを搭載したメジカ曳縄船の操業位置データ及びメジカ漁獲データ等のデータ送信を契機とする自動的な更新と、黒潮流路や海面水温等の環境変化等の漁場予測における基本的な条件の変化に対応し得るAIプログラム(漁場予測モデル)の開発者によるソフト修正の両方を想定しております。

(質問2) 別紙 ライセンス要件書の「6 受託者は、第三者に権利が帰属する本委託業務に関する知的財産権について、高知県又は高知県が指定する第三者が利用できるように、権利が帰属する当該第三者から適切な実施許諾権を取得すること。ただし、その実施許諾権にかかる費用については高知県と別途合意で定めるものとする。」との記述について、今回の提案依頼範囲は設計業務であります。実際に構築業務にはいった場合も、上記は同様に適用されると想定した場合、成果物には、弊社パートナー企業保有のAIプログラム(漁場予測モデル)のソースコードも想定されていますでしょうか。

NABRASで公開する漁場予測結果(画像データ)のみを成果物とすることも想定できます。すなわちAIプログラム(漁場予測モデル)のソースコードは、高知県又は高知県が指定する第三者が利用できるようにする必要があります。

ようか。本事業においては、構築を意識した設計業務を進める必要があり、その経費算出に際しポイントになりますので、お考えをお示しいただきたく思います。

(回答2) 別紙 ライセンス要件書の第4において、「本委託業務に関する知的財産権は、自己あるいは第三者が従前保有している知的財産権を除き、すべて高知県に属すること。」と定められており、貴社又は貴社パートナー企業保有のAIプログラム(漁場予測モデル)のソースコードは「自己あるいは第三者が保有している知的財産権」に該当することから、成果物には想定しておりません。

同様に、該当するAIプログラム(漁場予測モデル)のソースコードを当県及び当県が指定する第三者が利用できるようにする必要はございません。

構築時の成果物については、設計委託完了後、詳細を検討させていただきます。

(質問3) 提案依頼書の「第2 委託業務の内容及び要件」における「1 メジカ漁場予測システムの概要 (4) 予測精度 ク.年間運用費の抑制要件」との記述がありますが、この場合の「年間運用費」とは構成概要の「クラウドサーバー」の利用料を指すのでしょうか、それとも、「クラウドサーバー」の利用料に加えて継続して精度向上や利便性改善などを行う運用サポート費なども含めた費用のことを示すのでしょうか

(回答3) 「年間運用費」とは、「クラウドサーバー」の利用料及び、継続して精度向上や利便性改善などを行う運用サポート費なども含めた費用のことを示します。

(質問4) プレゼンテーション時の参加人数の制限はありますか？ また、参加者が一部現地、一部リモートとなる場合、リモート環境の準備(ネット環境、接続端末)はこちらにて実施する形になりますでしょうか？

また、企画提案書に盛り込みきれない内容のプレゼンテーションがある場合について、例えば、デモ実演等を実施することについての実施可否についても教えてください。

(回答4) プレゼンテーション時の参加人数の制限は特段ありませんが、必要最低限での参加となるようお願いします。また、参加予定人数については、参加申込時に別途通知いただきますよう、併せてお願いいたします。

参加者が一部現地、一部リモートとなる場合においては、当方にてリモート環境の準備をおこないます。その際、リモート画面でも企画提案書の内容を表示・共有できるよう、データ等の準備をお願いします。また、プレゼンテーション時には、リモート画面上の資料の操作は参加者側で行えるよう PC 等の持ち込みなどの準備をお願いします。

また、デモの実演等の可否ですが、企画提案書のみでの表現が難しい場合のみ「可」とします。ただし、その場合には、デモの内容を示す何らかの資料（紙媒体であれば、デモ内容のレジメ、電子データであれば DVD-R 等の媒体での提出など）を企画提案書の提出期限までに企画提案書とともにご提出ください。デモの内容も企画提案の一部と見なしますので、審査会でのプレゼンテーション時に、事前に提出のあった資料以外の内容が含まれるプレゼンテーションを行った場合には、企画提案書作成要領の「第 8 企画提案にあたっての留意事項（2）①虚偽の内容が記載されているもの」と見なされ、無効となりますのでご注意ください。